



6月のお知らせ



〔不法就労・不法滞在防止のために〕

不法就労は法律で禁止されています。不法就労させた事業主も処罰の対象となるため、外国人雇用時には、在留カードを確認する等、就労資格確認の徹底をお願いします！

○不法就労とは（※詳しくは出入国在留管理庁のHPをご確認ください。）

- ①在留期限の切れた不法滞在者や国外退去強制されることが既に決まった人が働くこと
- ②就労できる在留資格を有していない外国人で、出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くこと
- ③出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くこと

⇒外国人を雇用する際は在留カード等で就労可能か必ず確認しましょう

○在留カードとは

企業等への勤務や日本人との婚姻などで、法律に規定された在留資格をもって適法に中長期間滞在する外国人の方が所持するカードです。旅行者のように一時的に滞在する方には交付されません。

外国人の方が日本で就労できるかどうかは、在留カード表面の「就労制限の有無」欄や裏面の「資格外活動許可」欄を確認してください。

在留カードを所持していなくても就労できる場合等もありますので、詳しくは出入国在留管理庁のHPをご確認ください。



〔令和3年中の薬物事犯検挙状況〕

大麻犯の検挙人数が年々増加傾向にあり、特に若年層における乱用が拡大してきています。また、近年、違法薬物の売買にSNSが悪用されており、大麻を意味する隠語を使って大麻の購入を促す投稿が多数見られます。

＜大麻の有害性＞

大麻にはテトラヒドロカンナビノールという、脳に作用する成分が含まれており、下記のように様々な作用を引き起こします。

- 時間や空間の感覚が歪む
- 集中力がなくなる
- 情緒が不安定になる
- 何もやる気が無い状態や知的機能の低下が引き起こされる
- さらに強い刺激を求めて大麻よりも毒性の強い薬物に手を出してしまう

等「大麻は他の薬物より安全、害がない」などの誤った情報をうのみにして、軽い気持ちで大麻に手を出すことは大変危険です。



「1度だけ」という好奇心や遊びのつもりでも、薬物の依存症によって、自分の意思ではやめることができなくなります。絶対に手を出してはいけません。